

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

えがふる株式会社

えがふる訪問看護ステーション

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	えがふる株式会社
代表者氏名	代表取締役 鍛冶良太
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	徳島県徳島市北沖洲 1 丁目 1 番 50-707 号 088-664-3330
法人設立年月日	令和 4 年 3 月 30 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	えがふる訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	3660190897
事業所所在地	徳島市北沖洲 1 丁目 2-14 ハイエスト 201 号
連絡先 相談担当者名	088-678-7717 管理者 鍛冶奈都美
事業所の通常の 事業の実施地域	徳島市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 事業所の職員は、利用者の介護又は介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。</p> <p>② 訪問看護等の提供に当たっては、丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めます。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、国民の祝日、12/29～1/3 を除く）
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

提供日	365 日（但し、リハビリは祝日休み）
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

※土日祝は、看護師の出勤人数が減るため、訪問を調整させていただくことがあります。

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	鍛治奈都美				
看 護 職 員 (看護師・准看護師)	2名以上	セラピスト	1名以上	事務職員	1名

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ①病状の観察 ②服薬の管理 ③医師の指示による処置 ④認知症のケア ⑤療養上の日常生活支援 ⑥ご家族などの支援相談 ⑦ターミナルケア ⑧リハビリテーション ⑨リンパマッサージ・リンパドレナージ

(2) 職員の禁止行為

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

5 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供が終了した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

6 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

(1) 訪問看護料金表【介護保険】 地域区別の単価:7級地 10.21 円

<保険単位と基本利用料> 地域区分単価 1単位 = 10.21 (7級地)

* 負担額の計算方法…報酬単位×地域区分単価 (10.21) = A (小数点以下切り捨て)

A×0.9 (1割負担の場合) = B (負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけて下さい)

A - B = 利用者負担額

① 看護師による訪問

「要支援」1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	単位	費用額	利用者負担額		
		10割	1割	2割	3割
予訪問看護 I 1 (20分未満)	303単位	3,093円	310円	619円	928円
予訪問看護 I 2 (30分未満)	451単位	4,604円	461円	921円	1,382円
予訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
予訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,090単位	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

「要介護」1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	単位	費用額	利用者負担額		
		10割	1割	2割	3割
訪問看護 I 1 (20分未満)	314単位	3,205円	321円	641円	962円
訪問看護 I 2 (30分未満)	471単位	4,808円	481円	962円	1,443円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円

○准看護師の場合、単位数の90%で算定します。

○早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は上記単位数の25%増となります。

○深夜(午後10時～午前6時)は50%増となります。

② セラピストによる訪問

《要支援》

	単位	費用額	利用者負担額		
		10割	1割	2割	3割
訪問看護リハビリ（20分以上）	284単位	2,899円	290円	580円	870円
訪問看護リハビリ（40分以上）	568単位	5,799円	580円	1,160円	1,740円

《要介護》

	単位	費用額	利用者負担額		
		10割	1割	2割	3割
訪問看護リハビリ（20分以上）	294単位	3,001円	301円	601円	901円
訪問看護リハビリ（40分以上）	588単位	6,003円	601円	1,201円	1,801円
訪問看護リハビリ（60分以上）	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円

○看護師の訪問回数が理学療法士等より少ない場合 8単位減/1回

○理学療法士等による訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合（60分/1日）上記単位数の90/100

○利用者の心身の状態などを評価する観点から初回訪問は、看護職員が行うことになります。

《病状や、利用者のご希望により契約された場合は、下記の料金が加算されます》

○加算については、必要時に説明し、記録を残すことにより同意を得たこととします。

	単位	費用額	利用者負担額			
		10割	1割	2割	3割	
特別管理加算 （月1回）	I	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
	II	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	2,500単位	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円	
複数名訪問加算 （1回につき）	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
長時間訪問看護加算（適応時）	300単位	3,063円	307円	613円	919円	
初回加算 （適応月1回）	I	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円
	II	300単位	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円	
緊急時訪問看護加算【I】 （月1回・契約）	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円	
口腔連携強化加算（月1回）	50単位	510円	51円	102円	153円	
専門管理加算（月1回）	250単位	2,552円	256円	511円	766円	

○特別管理加算

訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月 1 回算定します。利用者の状態に応じて【Ⅰ】と【Ⅱ】に分かれます。

特別管理加算Ⅰ	特別管理加算Ⅱ
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている	在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅気管切開患者指導管理を受けている	在宅血液透析指導管理
気管カニューレを使用している	在宅酸素療法指導管理
留置カテーテルを使用している	在宅中心静脈栄養法指導管理
	在宅成分栄養経管栄養法指導管理
	在宅自己導尿指導管理
	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
	在宅自己疼痛管理指導管理
	在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、 人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
	真皮を超える褥瘡の状態
	点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

○ターミナルケア加算

主治医の指示により、利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内の計 15 日間に 2 日以上訪問し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者と家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定します。

○複数名訪問加算

必要性があり、複数の看護師等で訪問看護を行った場合に算定します。

○長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行い、通算 1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合に算定します。

○初回加算

【Ⅰ】新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

【Ⅱ】新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

○退院時共同指導加算

病院・診療所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院中または入所中の者が退院又は退所する際に、訪問看護ステーションの看護師等が主治医などと連携して在宅生活での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定します。

○緊急時訪問看護加算【I】

次に掲げる基準のいずれにも適合した場合に算定します。

1. 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること
2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること
《看護師以外が電話対応する場合がありますが、緊急訪問の必要性を速やかに判断するための看護師への連絡方法をはじめ、適切なサービス提供体制を確保し、24時間対応への持続可能な取り組みを行っています。》
1. 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること
2. 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること
3. 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること
4. 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること

○口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合に算定します。

○専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

(2) 訪問看護料金表【医療保険】

◀訪問看護基本療養費▶

		利用者数		料金 1日につき	利用者負担額			
					1割	2割	3割	
訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	看護師	1人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	准看護師	1人	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
			週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
	理学・作業療法士の場合		1人	△	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	訪問看護 基本療養費 (Ⅱ)	看護師	同一日 2人まで	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日以降				6,550円	655円	1,310円	1,965円	
同一日 3人以上			週3日まで	2,780円	278円	556円	834円	
			週4日以降	3,280円	328円	656円	984円	
准看護師		同一日 2人まで	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
			週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
		同一日 3人以上	週3日まで	2,530円	253円	506円	759円	
			週4日以降	3,030円	303円	606円	909円	
理学・作業療法士の場合		同一日 2人まで	△	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		同一日 3人以上	△	2,780円	278円	556円	834円	
訪問看護 基本療養費 (Ⅲ)		1人	△	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

- 訪問看護基本療養費（Ⅰ）・・・1人の利用者に訪問
- 訪問看護基本療養費（Ⅱ）・・・同じ建物の複数の利用者に訪問
- 訪問看護基本療養費（Ⅲ）・・・外泊時の患者に訪問

«病状や、利用者のご希望により契約された場合は、下記の料金が加算されます。»

○加算については、必要時に説明し、記録を残すことにより同意を得たこととします。

加算の種類		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 (1月につき)	特別な管理のうち 重症度等の高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別な管理を要する場合	2,500円	250円	500円	750円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算に上乗せ、1回に限り)		2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算(月1回か月2回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	90分以上	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(1日につき)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算(週1回)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算【看護師等】(週1回)		4,500円	450円	900円	1,350円
早朝・夜間加算(6時～8時/18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
難病等複数回訪問加算 (週4日以上の訪問)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
ターミナルケア療養費	I	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	II	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
24時間対応体制加算(月1回・契約)【イ】		6,800円	680円	1,360円	2,040円
訪問看護情報提供療養費(月1回・契約)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50円	5円	10円	15円
専門管理加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円

○緊急訪問看護加算

訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に算定します。

○特別管理加算

利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月 1 回に限り算定します。

特別な管理のうち重症度等の高い場合	特別な管理を要する場合
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態	在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態	在宅血液透析指導管理
気管カニューレを使用している状態	在宅酸素療法指導管理
留置カテーテルを使用している状態	在宅中心静脈栄養法指導管理
	在宅成分栄養経管栄養指導管理
	在宅自己導尿指導管理
	在宅人工呼吸指導管理
	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
	在宅自己疼痛管理指導管理
	在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
	人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
	真皮を越える褥瘡の状態（MPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN 分類 D3、D4、D5）
	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している新型コロナウイルス感染症のご利用者(感染が疑われる者を含む)に対する訪問看護を実施する場合

○退院時共同指導加算

入院・入所中に利用者又は家族に対し、訪問看護ステーションの看護師と入院入所施設の職員が退院・退所後の在宅療養についての指導を、入院・入所施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合に算定します。

○特別管理指導加算

退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について、さらに算定します。（退院時共同指導加算の上乗せ加算）

○退院支援指導加算

保険医療機関から退院する利用者、退院日に在宅で療養上必要な指導を行うことで算定します。長時間の訪問を要する者に対して、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合は 8,400 円を算定します。

○長時間訪問看護加算

長時間の訪問を要する利用者に対して、1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合に算定します。

○在宅患者連携指導加算

在宅で療養している利用者であって通院困難な者について、利用者またはその家族などの同意を得て、月 2 回以上、医療関係職種間（主治医、歯科訪問診療、保険薬局等と訪問看護ステーション）で文書などにより共有された情報を基に、利用者またはその家族などに対して指導を行った場合に、月 1 回に限り算定します。

○在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅で療養を行っている利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が参加して、利用者に関わる医療関係職種が共同でカンファレンスを行い、共同で利用者や家族などに対して指導を行った場合に、月2回に限り算定します。

○複数名訪問看護加算

必要性があり、複数の看護師等で訪問看護を行った場合に算定します。

○早朝・夜間加算・深夜加算

利用者または家族などの求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に、それぞれの所定額を算定します。基本療養費への加算なので、1日1回となります。

○難病等複数回訪問加算

難病等の利用者に1日に複数回の訪問看護を行う場合に算定します。

○ターミナルケア療養費Ⅰ

在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

○ターミナルケア療養費Ⅱ

特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（施設側で看取り介護加算等を算定している利用者で、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

○24時間対応体制加算

利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことができる体制を評価する加算です。利用者に当該体制について説明し、同意を得た場合に算定します。

《看護師以外が電話対応する場合がありますが、緊急訪問の必要性を速やかに判断するための看護師への連絡方法ははじめ、適切なサービス提供体制を確保し、24時間対応への持続可能な取り組みを行っています。》

○訪問看護情報提供療養費

各関係機関に利用者の情報を提供した場合に算定します。

○訪問看護医療DX情報活用加算

オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことにより算定します。

○訪問看護管理療養費

安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えている訪問看護ステーションが、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行うことで算定できる療養費です。

○専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

10 その他の費用について

(1)衛生材料費	実費（水道代、電気代、おむつなどの消耗品） サービスで出た廃棄物も廃棄処分をお願いいたします。	
(2)エンゼルケア	10,000 円	
(3)キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日営業日午後 5 時までのご連絡がない場合	2,000 円

○ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

11 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について 利用月の翌月 20 日前後に請求書をお渡します。

- (1) 予めご指定いただいた口座から、利用月の翌月 20 日に自動引き落としします。
- (2) 利用月の翌月 20 日までに現金で支払います。

○利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

12 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鍛治奈都美
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

【事業者の窓口】 えがふる訪問看護ステーション 担当・管理者	所在地 徳島市北沖洲 1 丁目 2-14 ハイエスト 201 号 電話番号 088-678-7717
【市町村（保険者）の窓口】 徳島市役所 高齢介護課	所在地 徳島市幸町 2 丁目 5 電話番号 088-621-5585
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松 78-1 電話番号 088-665-7205

同意書

令和 年 月 日

【事業者】

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者またはご契約者様にサービス内容及び重要事項を説明しました。

(事業所名称) えがふる訪問看護ステーション

(事業所住所) 徳島市北沖洲 1 丁目 2-14

(説明者) 氏名 鍛治 奈都美 印

【ご利用者様】

私は、サービスの内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

«ご利用者»

(氏名) _____ 印

(住所) _____

(電話番号) _____ (携帯) _____

«契約者と利用者が同一でない場合»

(氏名) _____ 印

(住所) _____

【緊急時連絡先】

① (氏名) _____ (続柄) _____

(電話番号) _____ (携帯) _____

② (氏名) _____ (続柄) _____

(電話番号) _____ (携帯) _____